

平成20年度業務実績の自己評価

平成21年7月

自動車検査独立行政法人

業務運営の自己評価（個別項目ごとの評価）

項目		評価	評価理由
中期計画	平成20年度計画		
<p>1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底</p> <p>① 不当要求防止対策の充実</p> <p>検査法人は、厳正かつ公正に行う審査業務というサービスを利用者の方々に対して、公平に提供することが最も重要な任務の一つであることから、それを徹底していくため、引き続き、定期的な職場点検による適正な業務執行の意識徹底、不当要求防止責任者の選任及び巡回指導による管理・責任体制の強化、緊急時対応訓練の実施・警備の強化をはじめとして各種対策を実施します。</p>	<p>1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底</p> <p>① 不当要求防止対策の充実</p> <p>検査法人は、厳正かつ公正に行う審査業務というサービスを利用者の方々に対して、公平に提供することが最も重要な任務の一つであることから、それを徹底していくため、引き続き、定期的な職場点検による適正な業務執行の意識徹底、不当要求防止責任者の選任及び巡回指導による管理・責任体制の強化、緊急時対応訓練の実施・警備の強化をはじめとして各種対策を実施します。</p>	4	<p>○平成19年度評価を踏まえ、警報装置作動による複数職員による対応、警察への通報など不当要求者への組織的対応に努めた結果、平成20年度の発生件数は491件と前年度比26%減少した。</p> <p>○全事務所等において、不当要求への対応についての自己点検、不当要求防止責任者の選任及び検査コースの巡回、防犯設備の設置などを実施した。</p> <p>○不当要求が多く発生している16事務所等の警備の強化、84事務所等における110回の緊急事態を想定した実地訓練などを実施した。</p> <p>以上のとおり、不当要求に対して各種の対策を実施し、未然防止にも努めており、優れた実施状況にある。</p>
<p>② 新基準等に対応した審査方法等の整備</p> <p>社会情勢の変化に伴って行われる道路運送車両の保安基準に関する細部規程の改正に対応し、審査事務規程の見直しを行います。</p>	<p>② 新基準等に対応した審査方法等の整備</p> <p>社会情勢の変化に伴って行われる道路運送車両の保安基準に関する細部規程の改正に対応し、審査事務規程の見直しを行います。</p>	3	<p>○道路運送車両の保安基準に関する細部規定の改正等に対応し、4回にわたり審査事務規程の改正を行い、必要な審査方法等の規定整備を行った。</p> <p>○全国の指定整備工場に対して、規程の改正内容の周知徹底を図るために実施される講習会において講師を務めた。</p> <p>以上から、着実な実施状況にある。</p>

<p>③審査方法の改善 (ア) 審査事務規程の充実・明確化 審査業務における取扱いの細部について、審査の実態に照らして明確化を図るとともに、全国的に提出書面などの審査方法の統一を図る等、審査事務規程の規定内容の充実を図ります。</p>	<p>③審査方法の改善 (ア) 審査事務規程の充実・明確化 審査業務における取扱いの細部について、審査の実態に照らして明確化を図るとともに、審査の高度化について、3次元測定・画像取得装置に係る審査方法を定める等、審査事務規程の規定内容の充実を図ります。</p>	<p>4</p>	<p>○不適合箇所の整備等を十分に行わずに再入場を繰り返す一部の受検者が存在する実態を踏まえ、<u>受検機会の公平性及び確実な整備の確保並びに業務運営の効率化のため、1回の検査申請に基づく検査コースへの入場回数を初回の入場を含めて3回までと規定</u>した。</p> <p>○<u>3次元測定・画像取得装置の運用を開始するに当たり、新規検査等において、画像取得の対象となる自動車、同装置使用時の注意事項等を規定</u>した。さらに、不正二次架装問題に対応して、大型特殊自動車を画像取得対象に追加した。</p> <p>以上のように、審査の実態及び社会的要請を踏まえて審査事務規程の充実を図っており、優れた実施状況にある。</p>
<p>(イ) 諸外国の知見の活用 自動車の国際流通の進展やそれに伴う安全・環境基準の国際的な基準調和や自動車の型式認証の相互承認等が進展していくなか、自動車の検査業務についても国際的な視野から検討を進めます。</p> <p>このため、審査業務を行う公的機関として、自動車の検査に関する国際会議であるCITA（国際自動車検査委員会）等に定期的に参加し、諸外国の行政機関等との情報交換を行うことにより、日本の審査業務の改善に役立てることとします。</p>	<p>(イ) 諸外国の知見の活用 自動車の国際流通の進展やそれに伴う安全・環境基準の国際的な基準調和や自動車の型式認証の相互承認等が進展していくなか、自動車の検査業務についても国際的な視野から検討を進めます。</p> <p>このため、審査業務を行う公的機関として、自動車の検査に関する国際会議であるCITA（国際自動車検査委員会）等を通じて諸外国の行政機関等との情報交換を行うことにより、日本の審査業務の改善に役立てることとします。</p>	<p>4</p>	<p>○平成20年5月のCITA総会に役職員を派遣し、<u>諸外国の行政機関等と情報交換</u>を行なうとともに、当法人の<u>自動車検査の高度化の取り組みについてプレゼンテーション</u>を行った。</p> <p>○CITA総会の内容について、研修での紹介及びイントラネットへの掲載を行い、職員に対して広く情報を提供した。</p> <p>○自動車基準認証国際化研究センター（JAS-IC）に設置されている検査整備制度調査部会に参加し、諸外国の検査整備制度に関する動向の調査を行った。</p> <p>以上のとおり、諸外国の情報収集だけでなく、日本における検査の動向に関する情報発信にも努めており、優れた実施状況にある。</p>

<p>(ウ) 職員による改善 改善提案等、職員による改善のための活動を実施します。 なお、改善提案については、その内容に応じて表彰します。</p>	<p>(ウ) 職員による改善 改善提案等、職員による改善のための活動を実施します。 なお、改善提案については、その内容に応じて表彰します。</p>	<p>3</p>	<p>○職員からの意見・要望・提案等を受付ける「N A V I ポスト」により、1 件の職員からの要望、提案を受け付けた。 ○3次元測定・画像取得装置の運用を開始するに当たっては、職員が自主的に測定及び画像取得の方法について研究を行い、効率的・効果的な審査手順が考案された。 以上により、着実な実施状況にある。</p>
<p>④人材確保 厳正かつ公正な審査業務を実施するためには、国と一体となって取り組む必要があることから、国等との人事交流を円滑に行いつつ、審査業務の質の向上などへのサービス向上に向けた最適な人材の確保に努めます。</p>	<p>④人材確保 厳正かつ公正な審査業務を実施するためには、国と一体となって取り組む必要があることから、国等との人事交流を円滑に行います。</p>	<p>3</p>	<p>国等との人事交流を円滑に行い、審査業務の質の向上が期待できる最適な人材確保に努めており、着実な実施状況にある。</p>
<p>⑤職員能力の向上 検査の重点化に伴う検査要員の削減・再配置等に 応じて、検査の質を維持するために研修内容の充実を図ります。 また、審査業務の高度化、新基準の導入、自動車の技術革新等に対応するため、新たな検査における判定等を的確に行えるようにするための研修を行います。</p>	<p>⑤職員能力の向上 検査の重点化に伴う検査要員の削減・再配置等に 応じて、検査の質を維持するために研修内容の充実を図ります。 審査業務の高度化、新基準の導入、自動車の技術革新等に対応するため、新たな検査における判定等を的確に行えるようにするための研修を行います。</p>	<p>4</p>	<p>○自動車審査高度化施設に対し職員の習熟を図るため、全ての研修において、先行導入した八王子事務所を利用して体験実習を実施した。 ○自動車の技術革新等に対応するため、自動車の新機構・新技術に関する研修を行った。 ○事故防止及び不当要求への対応強化を重点事項として、研修内容の充実を図った。 ○平成19年度評価も踏まえ、単年度の能力向上だけでなく、経験年数等に応じた継続的かつ段階的な審査能力の向上に配慮して研修を行った。 ○研修生に対し試問を行うなどにより研修生の達成度の把握に努めた。 以上のとおり、優れた実施状況にある。</p>

<p>⑥職員の意欲向上</p> <p>職員一人一人が適正かつ確実な業務の実施を徹底し、かつ、向上意識を持てるようにするため、日常の審査業務の実績に加えて、業務改善の提案等の実績や職員の緊急時の対応状況等を評価し、表彰することなどにより、職員の業務への取組意欲の向上を図ることを目指します。</p>	<p>⑥職員の意欲向上</p> <p>職員一人一人が適正かつ確実な業務の実施を徹底し、かつ、向上意識を持てるようにするため、日常の審査業務の実績に加えて、業務改善の提案等の実績や職員の緊急時の対応状況等を評価し、表彰することなどにより、職員の業務への取組意欲の向上を図ることを目指します。</p>	<p>4</p>	<p>○平成19年度評価を踏まえ、業務への取組意欲の向上を図るため、次のとおり多様な業績を取り上げ、職員11名及び5事務所に対し業績表彰を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正受検の発見に際し優れた業績が認められた職員5名 ・連続無事故を達成した組織5事務所 ・自動車審査高度化施設の開発及び導入に関し多大なる貢献をしたワーキンググループメンバー6名 <p>○第一期中期計画期間に中央実習センターにおける研修の技術指導教官として検査職員の技術向上に貢献した職員86名に対し、感謝状を授与した。</p> <p>以上のとおり、多様な業績について表彰を行うことにより職員の業務への意欲向上を図っており、優れた実施状況にある。</p>
<p>⑦内部監査の充実</p> <p>業務がより適切に行われるよう、事務所等に対し本部・検査部役職員による調査・指導等の内部監査を計画的に実施します。</p> <p>また、適正な法人運営を維持するため、監査が一層適切に実施されるよう、態勢を整えます。</p>	<p>⑦内部監査の充実</p> <p>業務がより適切に行われるよう、事務所等に対し本部・検査部役職員による調査・指導等の内部監査を計画的に実施します。</p> <p>また、適正な法人運営を維持するため、監査が一層適切に実施されるよう、態勢の在り方の検討を行います。</p>	<p>3</p>	<p>○各事務所等に対して、本部による計画調査・指導を18ヶ所、無通告臨時調査・指導3ヶ所、検査部による調査・指導を20ヶ所実施し、審査業務実施にあたり、安全が確保されるべき事項等の指摘を行うとともに、安全作業に向けた独自の取組みを評価し、職員の安全管理に関する意識の高揚を図った。</p> <p>○監査事項に対応した専門知識等を有する職員が監事の業務補助を行うよう見直しを行うなど、態勢の整備に努めた。</p> <p>以上により、着実な実施状況にある。</p>

(2) 検査情報の電子化等による検査の高度化

① 新規検査等の高度化による不正な二次架装及び不正受検の防止

検査後の二次架装等を防止するため、既設機器・設備の状態及び審査作業の増加に留意しつつ、新規検査等における車両の状態を画像等として取得し、電子的に記録・保存する機器等を順次導入し、運用します。

申請書改ざん、受検車すり替え等の不正受検を防止するため、既設検査機器・設備の状態及び審査作業の増加に留意しつつ、検査結果等について電子的に記録・保存する機器等の順次導入を図ります。

(2) 検査情報の電子化等による検査の高度化

① 新規検査等の高度化による不正な二次架装及び不正受検の防止

検査後の二次架装等を防止するため、既設機器・設備の状態及び審査作業の増加に留意しつつ、新規検査等における車両の状態を画像等として取得し、電子的に記録・保存する機器を全国に配備します。

申請書改ざん、受検車すり替え等の不正受検を防止するため、既設検査機器・設備の状態及び審査作業の増加に留意しつつ、検査結果等について電子的に記録・保存する機器等に関東検査部、中部検査部管内を中心に順次導入します。

< 3次元測定・画像取得装置 >

○新規検査等において車両の画像を取得するとともに、自動車の諸元を高い精度で測定し、測定値を電子データとして取得する機能を合わせ持つ「**3次元測定・画像取得装置**」を全国に47基導入した。

○平成19年度までに導入した同装置の運用を開始するに当たって、**報道関係者や自動車関係機関等に対する見学会を開催し、導入の目的や装置概要、今後の運用計画等について説明を行い、受検者の理解の向上を図った。**

○職員の**習熟訓練**及び実際の受検車両を使用した**試験運用**を行った上で、平成20年9月から順次本運用を開始し、年度中に32事務所において本格運用を実施した。

< 自動車審査高度化施設 >

○検査結果等を電子的に記録・保存する機能を有した装置等により構成される「**自動車審査高度化施設**」を関東検査部及び中部検査部管内を中心とした**33か所の検査場を改修して導入**した。

○平成19年度に先行導入した**八王子事務所**を使用して**研修運用を実施し、職員の習熟に努めた**（実務研修10回142名、体験・見学研修18回466名）。また、受検者による申請書等の改ざん及び受検車すり替え等の不正受検の検出等について検証を行い、**仕様の改善**を図った。

○検査場の改修に際しては、通常の審査業務に影響が生じることのないよう、可能な限り工事監督業務の標準化を図るなど、同施設の導入に関する管理業務の効率化に努めた。

以上のとおり、**3次元測定・画像取得装置及び自動車審査高度化施設の導入を審査業務に支障を生じることなく円滑に進め、同装置については順次運用も開始**しており、特筆すべき優れた実施状況にある。

5

<p>②検査情報の有効活用 検査情報が各種国土交通施策に有効活用されるよう、審査結果の電子化、審査方法の整備を図るとともに、既設検査機器・設備の状態及び審査作業の増加に留意しつつ、予算に応じて必要な機器の導入を行います。</p>	<p>②検査情報の有効活用 検査情報が各種国土交通施策に有効活用されるよう、審査結果の電子化、審査方法の整備を図るとともに、既設検査機器・設備の状態及び審査作業の増加に留意しつつ、予算に応じて必要な機器を関東検査部始め、各検査部に順次導入します。</p>	<p>3</p>	<p>○「自動車審査高度化施設」を33か所の検査場を改修して導入した。 ○平成19年度に先行導入した八王子事務所を使用して研修運用を実施し、職員の習熟に努めた。また、審査結果を有効活用するために詳細分類した不適合箇所を記録する際の項目などの審査方法について検証を行い、仕様の改善を図った。 以上により、着実な実施状況にある。</p>
<p>③受検者への審査結果の情報提供 利用者の方々に適切な整備を実施していただけるように、審査結果について合否判定結果だけでなく数値による情報提供を行うための調査・研究を実施し、順次情報提供を実施することに努めます。</p>	<p>③受検者への審査結果の情報提供 利用者の方々に適切な整備を実施していただけるように、審査結果について合否判定結果だけでなく数値による情報提供を試行するとともに、引き続き調査・研究を実施します。</p>	<p>3</p>	<p>○「自動車審査高度化施設」を33か所の検査場を改修して導入した。 ○平成19年度に先行導入した八王子事務所を使用して研修運用を実施し、審査結果記録表(試行版)を提供して問題点等を抽出した。さらに、自動車ユーザーの視点に立った情報内容の検討を外部委託して、審査結果記録表の内容の見直しを行った。 以上により、着実な実施状況にある。</p>
<p>④新たな審査方法の検討 審査業務の効果を向上させるため、車載式故障診断装置の活用等、新たな審査方法の調査検討を国土交通省等と連携しつつ行います。</p>	<p>④新たな審査方法の検討 審査業務の効果を向上させるため、車載式故障診断装置の活用等、新たな審査方法の調査検討を国土交通省等と連携しつつ行います。</p>	<p>3</p>	<p>○排出ガスに関する車載式故障診断装置(OBD)については、外部の専門家等で構成する「自動車検査用機械器具の改善に関する調査・研究検討会」において審査での活用方法を検討するため、諸外国での活用状況について情報収集を行った。 ○安全に関するOBDについては、平成19年度から設置されている官民学の有識者からなる検討会に参加し規制動向の把握に努めた。 以上により、着実な実施状況にある。</p>

(3) 受検者等の安全性・利便性の向上

① 受検者等の事故防止対策の実施

要員規模の見直しによる審査の案内の減少、業務の重点化による初めての受検者や高齢者等の増加によって、事故の増加が見込まれますが、安心してご利用いただけるようにするため、安全作業マニュアルの充実、最低地上高検知装置、案内板、音声誘導装置の設置をはじめとした施設改善等により、国土交通省の講じる民間指定整備工場による指定整備率の一層の向上を図るための措置の効果を加味しつつ、受検者等の事故を平成18年度に比べ、期末において20%以上削減します。

(3) 受検者等の安全性・利便性の向上

① 受検者等の事故防止対策の実施

要員規模の見直しによる審査の案内の減少、業務の重点化による初めての受検者や高齢者等の増加によって、事故の増加が見込まれますが、安心してご利用いただけるようにするため、安全作業マニュアルの充実、最低地上高検知装置、案内板、音声誘導装置の設置をはじめとした施設改善等により、国土交通省の講じる民間指定整備工場による指定整備率の一層の向上を図るための措置の効果を加味しつつ、受検者等の事故を平成18年度に比べ、8%以上削減します。

特に、検査法人が責任を有する事故について、10%以上削減します。

5

○平成20年度安全衛生実施計画を策定し、事故ゼロの取組み、マルチテスタによる受検車両損傷事故等の防止、安全作業マニュアルに基づく作業の徹底などを重点事項として定め、**各種会議等において周知し職員の意識改革を図った。**

○奇数月の第2火曜日を「**事故の発生件数ゼロの日**」と定め、**職員の安全意識高揚を図るとともに**、受検者等に対しても周知し、事故防止に取り組んだ。

○平成20年度に更新した自動方式検査機器には、**案内板及び音声誘導装置を装備**し、このうちマルチテスタについては、最低地上高検知装置を装備するなど、施設の改善に取り組んだ。

○**発生した事故に対しては**、各事務所等において**原因の分析及び対策の実施を徹底**するとともに、本部から**事故速報及び四半期毎の事故発生状況**を発信し、**会議等の機会にも事故事例及び対策を説明し共有することにより同種の事故の再発防止**に努めた。

○このように、**事故の発生しやすい箇所に対し受検者への明確な注意表示等の対策や、職員の事故防止に対する意識向上等**に努めた結果、**平成20年度における事故件数は186件と平成18年度比17%減少**した。また、**検査法人が責任を有する事故についても、86件と平成18年度に比べ25%の削減**となった。

以上のとおり、事故防止に取り組んだ結果事故件数の削減率は目標を大きく上回っており、特筆すべき優れた実施状況にある。

<p>②利用しやすい施設と業務運営 (ア) 施設・設備の適切な老朽更新等 検査機器の老朽更新については、更新が滞って機器年齢が上がったため、故障発生率が高くなった検査機器を重点的に更新することにあわせて、安全対策を施した検査機器の更新、音声誘導装置等の設置を図ることにより、検査機器の故障等によるコース閉鎖時間を平成18年度に比べ期末において20%以上削減し、利便性の向上を図ります。</p>	<p>②利用しやすい施設と業務運営 (ア) 施設・設備の適切な老朽更新等 検査機器の老朽更新については、更新が滞って機器年齢が上がったため、故障発生率が高くなった検査機器を重点的に更新することにあわせて、安全対策を施した検査機器の更新、音声誘導装置等の設置を図ることにより、検査機器の故障等によるコース閉鎖時間を平成18年度に比べ8%以上削減し、利便性の向上を図ります。</p>	<p>4</p>	<p>○故障発生の可能性及び影響度が大きい検査機器(大小兼用機器19基、マルチテスト17基、二輪機器4基)の老朽更新を行い、これら全てに音声誘導装置及び機器等名称看板を装備した。 ○また、ヘッドライトテストへの衝突事故対策として、衝突防止対策機構を設けた機器を引き続き導入している。 この結果、検査機器の故障等による検査コース閉鎖時間は約2971時間と平成18年度と比較して17%減少しており、優れた実施状況にある。</p>
<p>(イ) 利用しやすい施設の整備 中期目標期間中に更新又は新設する検査機器(各検査機器で110基程度)については、すべて音声誘導装置及び機器等名称看板を装備し、受検者が安全にご利用いただけるものとするよう努めます。</p>	<p>(イ) 利用しやすい施設の整備 平成20年度中に更新又は新設する検査機器(各検査機器で37基程度)については、すべて音声誘導装置及び機器等名称看板を装備し、受検者が安全にご利用いただけるものとするよう努めます。</p>	<p>3</p>	<p>平成20年度に更新した自動方式検査機器(大小兼用機器19基、マルチテスト17基、二輪機器4基)には、すべて音声誘導装置及び機器等名称看板を装備しており、着実な実施状況にある。</p>
<p>(ウ) 受検者の要望の把握 受検者にとって利用しやすい施設整備と業務運営を図るため、受検者に対してアンケート調査を実施するなどにより、受検者の要望の把握に努めます。</p>	<p>(ウ) 受検者の要望の把握 受検者にとって利用しやすい施設整備と業務運営を図るため、受検者に対してアンケート調査を実施するなどにより、受検者の要望の把握に努めます。</p>	<p>4</p>	<p>○検査場におけるサービスの向上や施設の改善に資するため、全国の主要な自動車検査場10か所において、受検者に対するアンケート調査を実施し、受検者のニーズの把握に努めた。 ○平成19年度の調査結果を踏まえて設問を工夫した結果、より具体的な回答を得ることができた。調査の結果については、受検者の属性等を踏まえて分析を行った上で、施設及び業務の改善策について検討を行い、一部は安全衛生実施計画に反映した。 以上により、アンケート調査の結果を分析し業務の改善等にも反映しており、優れた実施状況にある。</p>

<p>(工) 国と連携した予約制度の運用 厳正かつ公正な審査を実施しつつ、利用者の待ち時間の低減を図るため、国と連携して検査の予約制度を適正に運用します。</p>	<p>(工) 国と連携した予約制度の運用 厳正かつ公正な審査を実施しつつ、利用者の待ち時間の低減を図るため、国と連携して検査の予約制度を適正に運用するため、予約システムの改善等を国とともに検討の上、実施します。</p>	<p>4</p>	<p>国と連携して検査の予約制度を適正に運用するため、「検査予約の確実な運用に向けた取組みの指針」を定め、適正な予約枠数及び無予約者の取扱い等の処理要領を作成しステップアップ方式で取り組むことを規定した。これを受け、各事務所等において国や関係機関との調整を順次開始するなど、予約システムの改善等を国とともに検討し実施しており、着実な実施状況にある。</p>
<p>(4)自動車社会の秩序維持 ①不正改造車対策の強化 (ア)街頭検査の強化 基準に不適合な自動車や不正に改造した自動車を排除していくために、国土交通省等の要請に応じて、これに協力して、国土交通省の講じる民間指定整備工場による指定整備率の一層の向上を図るための措置に伴い、中期目標期間中に44万台以上の車両を検査することを目標に、街頭検査を実施していきます。 また、効果的かつ効率的な街頭検査を行うため、国土交通省と協力して、色度計等の新たな機器の導入を検討します。</p>	<p>(4)自動車社会の秩序維持 ①不正改造車対策の強化 (ア)街頭検査の強化 基準に不適合な自動車や不正に改造した自動車を排除していくために、国土交通省等の要請に応じて、これに協力して、国土交通省の講じる民間指定整備工場による指定整備率の一層の向上を図るための措置に伴い、10万7千台以上の車両を検査することを目標に、街頭検査を実施していきます。</p>	<p>5</p>	<p>○国土交通省及び各都道府県警察等の協力を得て、検査回数や1回当たりの台数の増加に努めることにより、これまでの実績を超える13万台の車両について街頭検査を実施し、目標値を22%上回った。 ○街頭検査の内容についても、大型自動車のタイヤ脱落事故を受けた緊急街頭検査、深夜の暴走族等を対象とした深夜街頭検査、「初日の出暴走」の不正改造車に対する特別街頭検査など、社会的要請に対応した街頭検査を積極的に実施した。 ○外部の専門家等で構成する「自動車検査用機械器具の改善に関する調査・研究検討会」を設置し、国土交通省と協力して、灯火の色に関し色度計を用いた場合の測定方法等について検討を行った。 以上のとおり、目標台数を大幅に上回るだけでなく、効果的な街頭検査の実施にも努めており、特筆すべき優れた実施状況にある。</p>

<p>(イ) 不正改造車撲滅のための啓発活動 不正改造車を排除するため、カスタム・カー等のショウにおける不正改造車、用品販売店における保安基準に適合しないおそれのある用品等について、啓発活動を行います。</p>	<p>(イ) 不正改造車撲滅のための啓発活動 不正改造車を排除するため、カスタム・カー等のショウにおける不正改造車、用品販売店における保安基準に適合しないおそれのある用品等について、啓発活動を行います。</p>	<p>4</p>	<p>○<u>4つのカスタムカーショーに自動車検査官を派遣し、保安基準に適合しないにもかかわらず、公道走行が出来ない旨の表示をしていない展示車両165台と部品展示1社</u>に対して文書により注意喚起した。 ○<u>カー用品販売会社5社9店舗に自動車検査官を派遣し、基準に適合しないおそれのある100件について、適切な表示等を行うよう注意喚起</u>を行った。 ○<u>アフターパーツ等の国際見本市の行政関連セミナーにおいて講演を行い、展示会場のブースにおいて法人の活動のPR</u>も行った。 以上のとおり、不正改造車を排除するための様々な啓発活動を行っており、優れた実施状況にある。</p>
<p>②その他国土交通施策への貢献 (ア) リコール対策への貢献 審査業務の実施を通じて車両等の不具合情報の収集に努め、当該情報を国土交通省に積極的に提供する等により、リコール対象車の早期発見等に役立てるとともに、国土交通省の要請に応じて受検者への注意喚起などを行います。</p>	<p>②その他国土交通施策への貢献 (ア) リコール対策への貢献 審査業務の実施を通じて車両等の不具合情報の収集に努め、当該情報を国土交通省に積極的に提供する等により、リコール対象車の早期発見等に役立てるとともに、国土交通省の要請に応じて受検者への注意喚起などを行います。</p>	<p>3</p>	<p>車両不具合情報システムにより各事務所から収集した情報のうち、<u>不具合情報に該当すると思われる情報6件</u>について、<u>国土交通省に対して車両不具合情報として報告</u>を行っており、着実な実施状況にある。</p>
<p>(イ) 盗難車両対策への貢献 自動車の盗難防止等を図るため、車台番号の改ざん受検事案について、国への通報の取り組みを行います。</p>	<p>(イ) 盗難車両対策への貢献 自動車の盗難防止等を図るため、車台番号の改ざん受検事案について、国への通報の取り組みを行います。</p>	<p>3</p>	<p><u>車台番号の改ざん等を225件発見し、国土交通省地方運輸支局等へ通報</u>を行うとともに、連携を取って調査に協力し、<u>盗難の疑いがある車両26件</u>について国土交通省地方運輸支局等から<u>警察への通報</u>が行われており、着実な実施状況にある。</p>

<p>(ウ) 利用者の審査業務に関する理解の向上 自動車の検査の役割及び検査方法等に関して国等が行う各種キャンペーン等へ参画します。</p> <p>審査事務規程などの審査に関する情報をインターネット等により発信するとともに、環境報告書を作成し公表します。</p>	<p>(ウ) 利用者の審査業務に関する理解の向上 自動車の検査の役割及び検査方法等に関して国等が行う各種キャンペーン等へ参画します。</p> <p>審査事務規程などの審査に関する情報をインターネット等により発信するとともに、環境報告書を作成し公表します。</p>	<p>4</p>	<p>○<u>春秋の全国交通安全運動</u>に参画した他、<u>不正改造車排除運動、点検整備推進運動</u>及び<u>ディーゼルクリーン・キャンペーン</u>に参画し、<u>街頭検査を通じ審査業務に関する理解の向上に努めた</u>。</p> <p>○審査事務規程等自動車の審査に係る最新の情報や環境報告書をホームページに掲載した。</p> <p>○審査業務及び検査の高度化の取組等について利用者等の理解を得るため、<u>法人のパンフレットの改訂及び業務紹介ビデオの作成</u>を行った。また、<u>アフターパーツ等の国際見本市の出展ブース</u>において資料の配布、上映及び説明を行った。</p> <p>以上のとおり、利用者の審査業務に関する理解の向上のため最新の情報の発信につとめており、優れた実施状況にある。</p>
<p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 (1)組織運営 ①要員配置の見直し</p> <p>民間指定整備工場による指定整備率の向上に際して、新規検査、街頭検査、ユーザー車検の受皿機能等に重点化することや、審査業務の電子化を推進することなどに伴い、業務量の変化を適切に把握し、事務所等毎の要員の配置計画を策定・実施することにより、要員配置の見直しを適切に実施し、効率的な業務の実施に努めます。</p>	<p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 (1)組織運営 ①要員配置の見直し</p> <p>民間指定整備工場による指定整備率の向上に際して、新規検査、街頭検査、ユーザー車検の受皿機能等に重点化することや、審査業務の電子化を推進することなどに伴い、業務量の変化を適切に把握し、事務所等毎の要員の配置計画を実施することにより、要員配置の見直しを適切に実施し、効率的な業務の実施に努めます。</p>	<p>3</p>	<p>平成19年6月に策定した検査要員の配置計画（以下「要員再配置計画」という。）に従って検査要員の削減を行っており、着実な実施状況にある。</p>

<p>②審査手数料の収納体制の整備 受検者の利便性の低下を招かないよう、審査手数料の収納体制の整備を図ります。</p>	<p>②審査手数料の収納体制の整備 受検者の利便性の低下を招かないよう、審査手数料の収納体制を引き続き維持します。</p>	<p>3</p>	<p>○自動車審査証紙による審査手数料の収納方式を採用し、この販売を自動車検査登録印紙の売りさばき人に委託し、国の印紙と同一の窓口で販売することによって、受検者の利便性の低下を招かないよう措置している。 ○自動車審査証紙の発注、発送、在庫管理等の業務を本部で一元的に行うことにより、効率的な業務執行体制を整備しており、売りさばき人の手間も軽減されている。 以上のとおり、審査手数料の収納は混乱なく順調に行われており、着実な実施状況にある。</p>
<p>(2)業務運営 ①一般管理費及び業務経費の効率化目標 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に4を乗じた額）を4.5%程度抑制します。 また、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に4を乗じた額）を1.5%程度抑制します。</p>	<p>(2)業務運営 ①一般管理費及び業務経費の効率化目標 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、前年度に対して3%程度抑制します。 また、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、前年度に対して1%程度抑制します。 なお、公共サービス改革基本方針に従い、民間競争入札を実施します。 具体的には、中央実習センターの管理・運営業務及び関東検査部管内23事務所の検査機器の保守管理業務について、民間競争入札を実施します。</p>	<p>3</p>	<p>○一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、一括契約（消耗品）の拡充、契約案件集約化、システム最適化計画及びコピー用紙の両面使用等を図ったことにより、平成19年度に対して5%抑制した。 ○業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、節電、コピー用紙の両面使用等を図ったことにより、平成19年度に対して4.5%抑制した。 ○中央実習センターの管理・運営業務及び関東検査部管内23事務所の検査機器の保守管理業務について、民間競争入札を実施した。 以上のとおり、一般管理費及び業務経費の効率化を図っており、着実な実施状況にある。</p>

<p>②随意契約の見直し 国における見直しの取り組み「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。)等を踏まえ、一般競争入札の導入・範囲拡大等を通じた業務運営の一層の効率化を図ります。</p>	<p>②随意契約の見直し 国における見直しの取り組み「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。)等を踏まえ、一般競争入札の導入・範囲拡大等を通じた業務運営の一層の効率化を図ります。</p>	<p>3</p>	<p>○平成20年11月総務省行政管理局長の「独立行政法人における契約の適正化について」を踏まえ、平成21年3月に競争入札を一層進める観点から複数年契約や総合評価方式を規程として明確に規定し業務運営の一層の効率化を図った。 以上のとおり、一般競争入札の導入・範囲拡大等を通じた業務運営の一層の効率化を図っており、着実な実施状況にある。</p>
<p>③資産の有効活用 研修施設について、効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、見直しを行います。</p>	<p>③資産の有効活用 研修施設について、効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、見直しを行うため、必要な措置を講じます。</p>	<p>3</p>	<p>中央実習センターについては、従来から国土交通省及び軽自動車検査協会の受託研修を実施しているところであるが、さらに効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、研修業務に支障のない範囲で中央実習センターの一部を貸出できるように必要な規程の整備等を行っており、着実な実施状況にある。</p>
<p>(3)主要な業務・システムに係る最適化計画の策定等 主要な業務・システム(年間のシステム運用に係る経常的な経費が1億円以上)である「PCネットワークシステム」について、システム構成及び調達方式の抜本的な見直し並びに最適化計画の策定を行うため、国の行政機関の取り組みに準じて、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を図る観点から、平成19年度末までのできる限り早期に最適化計画の策定を行うとともに、策定した最適化計画を速やかにインターネット等により公表し、実施します。</p>	<p>(3)主要な業務・システムに係る最適化計画の策定等 主要な業務・システム(年間のシステム運用に係る経常的な経費が1億円以上)である「PCネットワークシステム」について、平成19年度に策定した最適化計画に従い、順次、最適化を実施します。</p>	<p>3</p>	<p>主要な業務・システム(年間のシステム運用に係る経常的な経費が1億円以上)である「PCネットワークシステム」について、平成19年度に策定・公表した最適化計画に基づき、「WAN回線」、「LAN・サーバ」及び「システム運用管理業務」について最適化を実施し、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を図っており、着実な実施状況にある。</p>
<p>3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画</p>	<p>3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画</p>	<p>3</p>	<p>○予算をもとに計画的に執行されている。 ○総利益184百万円は、審査手数料収入が計画を上回ったこと等により発生したものである。 以上のとおり、着実な実施状況にある。</p>

<p>4. 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由の他、年度当初の運営資金、収入不足への対応のための経費が必要となる可能性があるため、短期借入金の限度額を 3,000 百万円とします。</p>	<p>4. 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由の他、年度当初の運営資金、収入不足への対応のための経費が必要となる可能性があるため、短期借入金の限度額を 3,000 百万円とします。</p>	-	平成20年度は該当無し																								
<p>5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画</p>	<p>5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画</p>	-	平成20年度は該当無し																								
<p>6. 剰余金の使途 施設・設備の充実・改善及び広報活動に使用する。</p>	<p>6. 剰余金の使途 施設・設備の充実・改善及び広報活動に使用する。</p>	-	<p>○平成20年度は該当無し。 ○将来の審査件数の減少に伴う欠損の発生に備える必要があるため、また、法人の経営努力により生じた利益を区別することは困難であるため、当期総利益は独立行政法人通則法第44条第3項に規定される特定の使途に充てる目的積立金ではなく、同条第1項の積立金として留保することとしている。</p>																								
<p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項</p> <p>(1) 施設及び設備に関する計画</p> <table border="1" data-bbox="203 895 622 1134"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>予定額 (百万円)</th> <th>財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査施設整備費</td> <td>13,507</td> <td rowspan="4">自動車検査独立 行政法人施設整 備費補助金</td> </tr> <tr> <td>審査場の建替等</td> <td>2,665</td> </tr> <tr> <td>審査機器の更新等</td> <td>3,437</td> </tr> <tr> <td>審査上屋の改修等</td> <td>7,405</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 審査施設整備費は、国の施設整備に関連した審査場施設の新設等や老朽化に伴う施設の改修等のための費用であり、国の施設整備に関連して増減する場合があります。</p>	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源	審査施設整備費	13,507	自動車検査独立 行政法人施設整 備費補助金	審査場の建替等	2,665	審査機器の更新等	3,437	審査上屋の改修等	7,405	<p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項</p> <p>(1) 施設及び設備に関する計画</p> <table border="1" data-bbox="801 895 1220 1134"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>予定額 (百万円)</th> <th>財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査施設整備費</td> <td>4,058</td> <td rowspan="4">自動車検査独立 行政法人施設整 備費補助金</td> </tr> <tr> <td>審査場の建替等</td> <td>455</td> </tr> <tr> <td>審査機器の更新等</td> <td>948</td> </tr> <tr> <td>審査上屋の改修等</td> <td>2,655</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 審査施設整備費は、国の施設整備に関連した審査場施設の新設等や老朽化に伴う施設の改修等のための費用であり、国の施設整備に関連して増減する場合があります。</p>	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源	審査施設整備費	4,058	自動車検査独立 行政法人施設整 備費補助金	審査場の建替等	455	審査機器の更新等	948	審査上屋の改修等	2,655	3	<p>一部の事業について建築資材や燃料等の高騰により入札が不調・不落となり工事開始が遅れたため翌年へ繰り越したが、全体計画に支障が出るものではなく、着実な実施状況にある。</p>
施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源																									
審査施設整備費	13,507	自動車検査独立 行政法人施設整 備費補助金																									
審査場の建替等	2,665																										
審査機器の更新等	3,437																										
審査上屋の改修等	7,405																										
施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源																									
審査施設整備費	4,058	自動車検査独立 行政法人施設整 備費補助金																									
審査場の建替等	455																										
審査機器の更新等	948																										
審査上屋の改修等	2,655																										

<p>(2)人事に関する事項</p> <p>①方針 保安基準の改正等により新規業務の追加等が想定されますが、業務運営の効率化、定型的一般事務の集約化、外部委託化等の推進などにより計画的削減を行い、人員を抑制することを目指します。</p> <p>②人員に関する指標 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、国家公務員の定員の純減目標（今後5年間で5%以上の純減）を踏まえ、国家公務員に準じて、平成22年度において、平成17年度の人員に比べ5%以上を基本とする削減を行うこととします。</p> <p>また、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について、その体系の見直しを進めるとともに、国家公務員の給与水準に照らし適切なものとなるよう定めます。</p> <p>更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続します。</p> <p>[参考1] 平成17年度の常勤職員数 871人 期初（H19）の常勤職員数 865人 期末（H22）の常勤職員数の見込み 827人</p> <p>[参考2] 中期目標期間中の人件費の総額見込み 25,569百万円</p>	<p>(2)人事に関する事項</p> <p>①方針 保安基準の改正等により新規業務の追加等が想定されますが、業務運営の効率化、定型的一般事務の集約化、外部委託化等の推進などにより計画的削減を行い、人員を抑制することを目指します。</p> <p>②人員に関する指標 事務所等毎の要員の配置計画に基づき、人員の削減を行います。</p> <p>また、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について、その体系の見直しを進めるとともに、国家公務員の給与水準に照らし適切なものとなるよう定めます。</p>	<p>3</p>	<p>○平成19年6月に策定した要員再配置計画に従って検査要員の削減を行った。</p> <p>○役職員の給与については、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系となっており、<u>国家公務員の給与水準に照らし適切</u>なものとなっている。</p> <p>以上のとおり、着実な実施状況にある。</p> <p>[参考] 平成20年度末常勤職員数 864人</p>
--	--	----------	--

<記入要領>・項目ごとの「自己評価」の欄に、以下の段階的評価を記入するとともに、その右の「評価理由」欄に理由を記入する。

- 5点：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にある。
- 4点：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にある。
- 3点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にある。
- 2点：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にある。
- 1点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にある。

総合的な自己評価

業務運営の評価（実施状況全体）

極めて順調	順調	概ね順調	要努力	評価理由
	○			各項目の合計点数＝112 項目数（32）×3＝96 下記公式＝117%

<記入要領>

- ・個別項目の評価結果をもとに、以下の判断基準により、それぞれの欄に○を記入する。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が120%以上である場合には、「極めて順調」とする。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が100%以上120%未満である場合には、「順調」とする。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が80%以上100%未満である場合には、「概ね順調」とする。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が80%未満である場合には、「要努力」とする。
- ・但し、評価の境界値に近接している場合であって、法人の主要な業務の実績に鑑み、上位又は下位のランクに評価を変更すべき特段の事情がある場合には、理由を明記した上で変更することができる。

総合評価

（法人の業務の実績）

自動車検査独立行政法人は、厳正かつ公正・中立に保安基準適合性の審査業務を実施するため、組織を挙げて不当要求の防止に取り組んでおり、平成20年度は前年度から発生件数が大幅に減少するなど効果を上げている。

さらに、不正な二次架装及び不正受検の防止、検査情報の有効活用、受検者への審査結果の情報提供などを目標として、審査結果の電子化等による検査の高度化を実現するため、装置・施設の導入、職員の習熟、試験運用及び関係者への情報提供等に極めて精力的に取り組んでいる。

このほか、各地で開催されるカスタムカー・ショー等における啓発活動を行うとともに、社会的な要請に対応した街頭検査の実施に努め、目標台数も大きく上回るなど、不正改造車の排除、自動車社会の秩序の維持にも積極的に取り組んでいる。

また、平成19年度の評価において課題に挙げられた受検者等の事故については、増加の要因であった受検者の有責事故だけでなく検査法人の有責事故についても大幅に減少しており、事故原因の分析などを行った上で講じた各種の対策及び職員の意識向上の結果と考えられる。機器の更新や施設の改善により、検査コースの閉鎖時間も削減が進んでいる。

業務運営の効率化や人事に関する計画も着実に実施されており、法人の業務の実績は順調であると考ええる。

（課題・改善点・業務運営に対する意見等）

不当要求や受検者等の事故について、これまでの対策が件数の減少につながっていると考えられるが、職員の異動等があっても対策の効果を維持できるよう、引き続き発生防止に取り組んでいくこととしている。

（その他）

独立行政法人整理合理化計画等の政府方針等についても適切に対応している。